

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(市町村課)

一

○庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

(管財課)

一

告 示

○救急医療機関の認定

(医療整備課)

一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○道路の区域変更

(道路課)

二

○道路の供用開始

(同)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(五件)

(都市計画課)

二

○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

(住宅課)

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(三件)

(契約課)

一五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁特別支援教育室)

一六

(三件)

規 則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月四日

○宮城県規則第五号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年宮城県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表七の項中「三十四の三の項ケ」を「三十四の二の項ケ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六号

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

庁用自動車管理規則(昭和四十三年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第四項中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改め、同条第五項中「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に改める。

第十一条第一項中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限

栗原市立若柳病院

栗原市若柳字川北原畑二三
一四

平成二十六年三月一
日

平成二十九年二月二
十八日

○宮城県告示第百六十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五二〇〇四五五	事業所の名称及び所在地	放課後等デイサービスばつかほか登米市米山町字善王寺石神十六一七	指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	特定非営利活動法人ワークアズコープ	指定年月日	平成二十六年三月一日
-------	-----------	-------------	---------------------------------	--------------	------------	------	-------------------	-------	------------

○宮城県告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の滴養かえ
- 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 角田山元線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
巨理郡山元町坂元字柳の町一四番一 地先から 同町高瀬字合戦原無番地先まで	前A	五・〇	三、三八八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	五・〇	三、三八八・〇	
巨理郡山元町坂元字柳の町一四番一 地先から 同町坂元字道合無番地先まで	後B	一三・〇	一、四〇〇・〇	

○宮城県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	角田山元線	巨理郡山元町坂元字柳の町一四番一地先から同町坂元字道合無番地先まで	平成二十六年三月十三日

○宮城県告示第百六十九号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

気仙沼都市計画道路

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

名称 三・五・三号河原田線

三・四・五号朝日町赤岩港線

三・四・八号弁天町魚市場線

三・四・九号魚町港町線

三・四・十三号潮見町赤岩五駄鱈線

三・四・十四号南町線

三・四・二十号魚市場朝日町線

2 廃止

名称 三・五・十五号館下前浜線

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百七十号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画市場

2 名称 気仙沼市魚市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百七十一号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地地区画整理事業

2 名称 魚町・南町地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百七十二号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画駐車場

2 名称 一号気仙沼市公共駐車場

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百七十三号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)										県営新坂住宅									
同										同									
同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同
同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同
七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	八 三 ・ 八	七 一 ・ 三	五 六 ・ 六	六 二 ・ 四	五 四 ・ 五	五 二 ・ 九	七 六 ・ 八	六 三 ・ 六	六 三 ・ 六	五 四 ・ 二	七 三 ・ 五	六 二 ・ 七	六 一 ・ 三	五 九 ・ 二	四 四 ・ 九	六 五 ・ 三	五 七 ・ 〇
〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 一 九 四	〇 ・ 九 一 九 四
〇 ・ 七 八 〇 五	〇 ・ 七 三 七 八	〇 ・ 六 一 九 五	〇 ・ 九 〇 三 九	〇 ・ 七 六 九 一	〇 ・ 六 一 〇 五	〇 ・ 六 八 三 九	〇 ・ 五 九 七 二	〇 ・ 五 七 七 七	一 ・ 〇 一 六 一	〇 ・ 八 四 一 五	〇 ・ 八 四 一 五	〇 ・ 七 一 七 一	〇 ・ 七 六 五 一	〇 ・ 六 五 三 七	〇 ・ 六 三 八 一	〇 ・ 六 一 六 二	〇 ・ 四 六 七 三	〇 ・ 六 三 九 三	〇 ・ 五 五 八 〇
六 四 、 三 〇 〇 円	六 一 、 七 〇 〇 円	五 一 、 二 〇 〇 円	七 五 、 二 〇 〇 円	六 三 、 九 〇 〇 円	五 〇 、 八 〇 〇 円	五 七 、 六 〇 〇 円	五 一 、 二 〇 〇 円	四 九 、 三 〇 〇 円	九 〇 、 四 〇 〇 円	七 五 、 〇 〇 〇 円	七 四 、 九 〇 〇 円	六 三 、 九 〇 〇 円	六 五 、 二 〇 〇 円	五 六 、 〇 〇 〇 円	五 四 、 七 〇 〇 円	五 三 、 九 〇 〇 円	四 〇 、 六 〇 〇 円	六 二 、 八 〇 〇 円	五 三 、 八 〇 〇 円

県営支倉住宅										県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)									
同										同									
同	同	同	同	同	同	平 成 二 年 度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同
同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六 六 ・ 〇	六 五 ・ 八	六 五 ・ 八	六 五 ・ 三	五 三 ・ 三	五 二 ・ 八	五 二 ・ 四	七 一 ・ 三	八 四 ・ 八	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	八 四 ・ 八	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	八 三 ・ 八	八 一 ・ 四
一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇 〇	〇 ・ 九 五 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三
〇 ・ 八 五 三 三	〇 ・ 八 五 〇 七	〇 ・ 八 五 〇 七	〇 ・ 八 四 四 二	〇 ・ 六 八 九 一	〇 ・ 六 八 二 六	〇 ・ 六 七 七 四	〇 ・ 八 一 一 四	〇 ・ 九 六 八 八	〇 ・ 九 二 九 九	〇 ・ 八 一 四 五	〇 ・ 七 七 〇 〇	〇 ・ 六 四 六 六	〇 ・ 九 五 五 三	〇 ・ 九 一 七 〇	〇 ・ 八 〇 三 三	〇 ・ 七 五 九 二	〇 ・ 六 三 七 五	〇 ・ 九 一 七 三	〇 ・ 八 九 一 〇
五 八 、 三 〇 〇 円	五 八 、 五 〇 〇 円	五 八 、 一 〇 〇 円	五 七 、 七 〇 〇 円	四 七 、 四 〇 〇 円	四 六 、 八 〇 〇 円	四 六 、 七 〇 〇 円	六 四 、 〇 〇 〇 円	七 六 、 九 〇 〇 円	七 三 、 五 〇 〇 円	六 五 、 四 〇 〇 円	六 一 、 四 〇 〇 円	五 二 、 〇 〇 〇 円	七 八 、 四 〇 〇 円	七 五 、 五 〇 〇 円	六 六 、 二 〇 〇 円	六 二 、 九 〇 〇 円	五 二 、 八 〇 〇 円	七 五 、 七 〇 〇 円	七 三 、 九 〇 〇 円

	県営岩切住宅		県営蒲生住宅			県営梶の杜住宅								県営安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)					
	同		同			同								同					
昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同
同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同
六〇・一	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七六・一	六七・三	六一・二	五一・三	五〇・四	七七・七	七五・三	六一・七	五一・五	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇
〇・九一八六	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇九四	〇・九〇九四	〇・九〇九四	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九六〇五	〇・九六〇五	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
〇・六五五六	〇・七二〇三	〇・六三三九	〇・七六八二	〇・六八七四	〇・六四三七	〇・八六二四	〇・七六二六	〇・六九三五	〇・五八一三	〇・五七一一	〇・八八〇五	〇・八五三三	〇・六九九二	〇・五八三六	〇・一八四七	〇・一七六五	一・〇二六五	〇・八七九一	〇・八五三三
五七、六〇〇円	五八、四〇〇円	五三、〇〇〇円	六五、三〇〇円	五八、五〇〇円	五四、九〇〇円	七八、六〇〇円	六九、六〇〇円	六三、四〇〇円	五三、一〇〇円	五三、二〇〇円	七九、二〇〇円	七七、八〇〇円	六一、九〇〇円	五三、三〇〇円	三〇、八〇〇円	三一、一〇〇円	七〇、七〇〇円	六〇、一〇〇円	五八、六〇〇円

	県営黒松第二住宅		県営太白住宅					県営六丁目東住宅					県営六丁目住宅		県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)		県営中倉住宅		県営燕沢住宅	
	同		同					同					同		同		同		同	
昭 和 四 十 年 度	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同	
同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	中 層 耐 火 造	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	
四〇・三	四〇・三	四〇・三	五九・三	五七・〇	五九・三	五五・九	八二・四	七九・九	七八・五	六七・七	六五・二	五二・五	六〇・七	五九・二	五九・二	六二・三	六八・四	六〇・一	六八・四	
〇・九一八〇	〇・九一八〇	〇・九一八〇	〇・九〇〇九	〇・九〇〇九	〇・九〇〇九	〇・九〇〇九	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇三三	〇・九七三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九一八六	〇・九一八六	〇・九一八六	
〇・三三六一	〇・三〇九六	〇・三〇九六	〇・五七八二	〇・五五五八	〇・五六八九	〇・五三六二	〇・九〇六七	〇・八七九二	〇・八六三八	〇・七四五〇	〇・七二七四	〇・五七七六	〇・六三一一	〇・六四三三	〇・六一〇一	〇・六四二〇	〇・七五七二	〇・六六五三	〇・七四六二	
二六、六〇〇円	二六、四〇〇円	二五、五〇〇円	四一、四〇〇円	四〇、一〇〇円	四一、八〇〇円	三九、五〇〇円	八二、六〇〇円	七九、九〇〇円	八〇、〇〇〇円	六八、三〇〇円	六五、五〇〇円	五三、二〇〇円	五二、九〇〇円	五三、八〇〇円	五三、三〇〇円	五一、七〇〇円	六八、二〇〇円	六〇、三〇〇円	六五、二〇〇円	

県営将監第一住宅				県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)		県営将監第一住宅										県営黒松第三住宅			
同				同		同										同			
同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 三 年 度	昭 和 四 十 二 年 度	昭 和 四 十 一 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	四〇・二	八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	三七・一	四〇・二	四〇・二	四〇・三
〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九一四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九一九〇	〇・九一九〇	〇・九一八〇
〇・四六九八	〇・四六五六	〇・四三八一	〇・三五七九	〇・三四六二	〇・四五九一	〇・九三〇九	〇・八八六一	〇・九〇九一	〇・七七二七	〇・七四六四	〇・六八一三	〇・四五九一	〇・四六四八	〇・四四五八	〇・三四六二	〇・三二九五	〇・三三五〇	〇・三三八五	〇・三三三五
五三、一〇〇円	五一、二〇〇円	三九、一〇〇円	二四、六〇〇円	二三、三〇〇円	五三、九〇〇円	一〇七、四〇〇円	八九、五〇〇円	一〇八、〇〇〇円	七三、五〇〇円	九三、二〇〇円	九〇、九〇〇円	五三、九〇〇円	五三、七〇〇円	四四、九〇〇円	二四、八〇〇円	二四、〇〇〇円	二六、八〇〇円	二四、八〇〇円	二七、九〇〇円

県営加茂住宅			県営将監第五住宅					県営将監第四住宅			県営将監第三住宅									
同			同					同			同									
同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 五 十 五 年 度	昭 和 五 十 八 年 度	昭 和 五 十 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造 り	簡 易 耐 火 造 り	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六四・六	六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一	五七・〇	六〇・七	六一・四	五七・九	四四・六	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四三・五	三七・一	八一・七	七九・九	六四・三	五八・二	
〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇七三	〇・九〇七三	〇・九〇七三	〇・九一四二	〇・九一四二	〇・九一四二	〇・九四二	〇・九四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	
〇・六八六三	〇・六四四九	〇・六四二七	〇・七一五三	〇・六二八四	〇・五七七九	〇・六四九三	〇・五七八〇	〇・五三三七	〇・四二二七	〇・三八八六	〇・四六六九	〇・四九三六	〇・四二二七	〇・三八八六	〇・三三五四	〇・九四一〇	〇・九二一九	〇・七四〇五	〇・六七〇二	
五九、六〇〇円	五六、二〇〇円	五六、〇〇〇円	五八、六〇〇円	五二、一〇〇円	四六、七〇〇円	六一、八〇〇円	四二、五〇〇円	三九、七〇〇円	三三、六〇〇円	三〇、〇〇〇円	四四、五〇〇円	四三、二〇〇円	二八、七〇〇円	二九、四〇〇円	二四、七〇〇円	一〇四、二〇〇円	一〇二、五〇〇円	七九、一〇〇円	七七、二〇〇円	

				県営黒松第四住宅		県営加茂第三住宅		県営七北田住宅				県営虹の丘住宅		県営加茂第二住宅					
				同		同		同				同		同					
同	同	同	平成三年度	同	同	同	平成元年度	同	同	同	昭和三十六年度	同	昭和三十六年度	同	同	昭和三十六年度	同	同	昭和三十六年度
同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同
七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七二・二	六四・六	六〇・五
〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九二五三	〇・九二五三	〇・九一七六	〇・九一七六	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九一八七	〇・九一八七	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇
一・〇〇一六	〇・八三七二	〇・六九七八	〇・六三五一	〇・八一〇六	〇・七二二三	〇・八〇〇四	〇・七〇三三	〇・九五〇八	〇・九三三八	〇・八三五一	〇・七二五六	〇・七六八三	〇・六七五一	〇・八二四五	〇・七三七七	〇・六九〇九	〇・七九〇〇	〇・七〇六九	〇・六六二〇
七八、九〇〇円	六五、六〇〇円	五四、五〇〇円	四九、八〇〇円	六一、九〇〇円	五五、八〇〇円	五九、八〇〇円	五三、三〇〇円	八〇、八〇〇円	七五、七〇〇円	七一、六〇〇円	六二、四〇〇円	七三、二〇〇円	六四、三〇〇円	六五、二〇〇円	五八、四〇〇円	五五、一〇〇円	六七、六〇〇円	六〇、六〇〇円	五六、九〇〇円

														県営松陵住宅						
														同						
同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	高層耐火造
六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	
〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	
〇・六四三六	〇・六四一五	〇・六三六五	〇・六三四五	〇・五三〇六	〇・五〇八四	一・〇六九三	〇・九二二七	〇・八八三九	〇・七六三八	〇・七五三三	一・〇四一八	〇・八七〇八	〇・七五五八	〇・六六〇六	一・〇二八〇	〇・八八六一	〇・八四九八	〇・七三四三	〇・七二四二	
七三、七〇〇円	七二、七〇〇円	七三、四〇〇円	七四、〇〇〇円	六一、三〇〇円	五九、一〇〇円	一一三、九〇〇円	九八、二〇〇円	九四、四〇〇円	八〇、八〇〇円	八〇、五〇〇円	一〇七、七〇〇円	八六、〇〇〇円	七〇、一〇〇円	六六、四〇〇円	八二、〇〇〇円	七〇、七〇〇円	六七、八〇〇円	五八、五〇〇円	五七、二〇〇円	

県営石巻水押住宅		県営石巻蛇田住宅																		
同		石巻市																		
同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五 一 ・ 二	四 四 ・ 六	七 九 ・ 四	七 四 ・ 八	六 六 ・ 七	六 六 ・ 一	六 五 ・ 九	六 五 ・ 五	六 三 ・ 八	六 三 ・ 六	六 三 ・ 一	六 二 ・ 九	五 二 ・ 六	五 〇 ・ 四	七 九 ・ 四	七 四 ・ 八	六 六 ・ 七	六 六 ・ 一	六 五 ・ 九	六 五 ・ 五	
〇 ・ 九 四 七	〇 ・ 九 四 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	〇 ・ 九 九 九 七	
〇 ・ 三 七 七	〇 ・ 三 三 四 七	〇 ・ 八 一 四	〇 ・ 七 六 四 四	〇 ・ 六 八 一 六	〇 ・ 六 七 五 五	〇 ・ 六 七 三 四	〇 ・ 六 六 九 三	〇 ・ 六 五 二 〇	〇 ・ 六 四 九 九	〇 ・ 六 四 四 八	〇 ・ 六 四 七	〇 ・ 五 三 七 五	〇 ・ 五 一 五 〇	〇 ・ 八 〇 一 〇	〇 ・ 七 五 四 五	〇 ・ 六 七 二 八	〇 ・ 六 六 六 八	〇 ・ 六 六 四 八	〇 ・ 六 六 〇 七	
三 三 七 〇 〇 円	三 〇 六 〇 〇 円	九 七 九 〇 〇 円	九 一 四 〇 〇 円	八 四 六 〇 〇 円	八 一 六 〇 〇 円	八 二 三 〇 〇 円	八 三 九 〇 〇 円	七 九 二 〇 〇 円	七 八 二 〇 〇 円	七 九 〇 〇 〇 円	七 九 六 〇 〇 円	六 六 〇 〇 〇 円	六 三 五 〇 〇 円	九 一 一 〇 〇 円	八 五 〇 〇 〇 円	七 八 七 〇 〇 円	七 五 九 〇 〇 円	七 六 五 〇 〇 円	七 七 〇 〇 〇 円	

県営石巻黄金浜住	県営石巻門脇住宅	県営桃生中津山住	県営河南鹿又住宅	県営石巻吉野住宅 (身体障害者向け住宅)	県営石巻吉野住宅	県営石巻鹿妻住宅
同	同	同	同	同	同	同
平 成 二 年 度	同	昭 和 六 十 三 年 度	平 成 二 年 度	昭 和 六 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度
同	同	中 層 耐 火 造	同	木 造	同	中 層 耐 火 造
六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 六 ・ 四	六 六 ・ 四	六 四 ・ 六	六 〇 ・ 五
〇 ・ 九 二 七 四	〇 ・ 九 二 九 五	〇 ・ 九 二 九 五	〇 ・ 九 二 二 八	〇 ・ 九 二 二 八	〇 ・ 九 三 〇	〇 ・ 九 三 〇
〇 ・ 五 四 〇 四	〇 ・ 五 九 九 七	〇 ・ 五 二 六 九	〇 ・ 五 三 二 二	〇 ・ 五 〇 六 二	〇 ・ 五 三 三 三	〇 ・ 四 九 〇 〇
三 七 二 〇 〇 円	五 四 九 〇 〇 円	四 八 四 〇 〇 円	四 二 〇 〇 〇 円	四 一 三 〇 〇 円	五 二 六 〇 〇 円	四 九 六 〇 〇 円

県宮塩釜清水沢住宅										県宮石巻渡波住宅(老人世帯向け住宅)		県宮石巻渡波住宅		県宮石巻西境谷地住宅			宅		
塩竈市										同		同		同					
同	同	平成四年度	同	同	同	平成元年度	同	同	昭和五十一年度	同	昭和五十年度	同	同	同	平成九年度	同	同	平成四年度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六四・六	六四・〇	五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	五七・九	五一・二	三二・七	五七・九	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八	六六・八	四八・三	六八・四
〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九七七四	〇・九七七四	〇・九七七四	〇・九七七四	〇・九七八一	〇・九七八一	〇・九七八一	〇・九二七四
〇・六〇一三	〇・五九五八	〇・四七四七	〇・六九四六	〇・五七七五	〇・五七二三	〇・四五五九	〇・四二〇五	〇・三七七八	〇・二三七四	〇・四二三五	〇・三六五六	〇・六七七六	〇・五七九〇	〇・八〇七三	〇・六七七六	〇・七〇九二	〇・六五〇六	〇・四七〇四	〇・六一五一
五九、六〇〇円	五九、一〇〇円	四七、一〇〇円	五一、五〇〇円	四二、九〇〇円	四二、四〇〇円	三三、九〇〇円	三三、七〇〇円	三〇、四〇〇円	三一、〇〇〇円	二九、八〇〇円	二七、二〇〇円	九一、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	一〇八、三〇〇円	九一、〇〇〇円	四八、八〇〇円	四八、六〇〇円	三三、七〇〇円	四一、七〇〇円

県宮白石寿山住宅		県宮本吉大沢住宅		県宮気仙沼鹿折住宅			県宮塩釜舟人住宅					県宮塩釜天満崎住宅		県宮塩釜北浜住宅		県宮塩釜塚塚住宅			
白石市		同		気仙沼市			同					同		同		同			
昭和五十一年度	同	昭和四十九年度	同	平成元年度	昭和五十三年度	同	昭和五十一年度	同	同	同	同	昭和六十二年度	同	昭和五十六年度	昭和五十五年	同	昭和五十四年度	同	
同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	
五一・二	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四	五二・五	五二・五	五一・二	七九・九	七九・二	六九・〇	六八・七	六八・四	五七・〇	六一・八	五九・三	六三・一	五九・三	七七・七	
〇・九二四九	〇・九二七九	〇・九二七九	〇・九二四九	〇・九二四九	〇・九一五六	〇・九一五六	〇・九一四四	〇・九一四四	〇・九一四四	〇・九一四四	〇・九一四四	〇・九一四四	〇・九一四四	〇・九二七八	〇・九二七八	〇・九二八四	〇・九五〇〇	〇・九三四七	
〇・三九六七	〇・三〇二四	〇・三〇二四	〇・四九七八	〇・四八〇五	〇・三六四一	〇・三五三三	〇・三三三六	〇・六七六六	〇・六七〇六	〇・五八四三	〇・五八一七	〇・五七九二	〇・四八二七	〇・四八八〇	〇・四六八三	〇・四九〇九	〇・四六四七	〇・七三三三	
三一、一〇〇円	二五、八〇〇円	一九、九〇〇円	四五、〇〇〇円	四三、七〇〇円	三〇、五〇〇円	三〇、九〇〇円	二九、四〇〇円	六四、二〇〇円	六三、五〇〇円	五五、五〇〇円	五五、二〇〇円	五五、〇〇〇円	四五、八〇〇円	三七、四〇〇円	三五、二〇〇円	三四、九〇〇円	三四、七〇〇円	三一、六〇〇円	七一、七〇〇円

県営名取谷津山住宅								県営名取が丘四丁目住宅				県営名取飯野坂住宅						県営名取田高住宅	
同								同				同						名取市	
同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同	平成四年度	同	同
七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五
〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五七八	〇・九五七八	〇・九五七八	〇・九五七八	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九二四九	〇・九二四九
〇・八一八九	〇・七七〇六	〇・七〇三七	〇・六九四四	〇・六七三八	〇・六六九七	〇・五九七七	〇・五六六八	〇・八三二四	〇・七四四六	〇・六九四九	〇・五八一七	〇・八一〇五	〇・七四〇五	〇・七三八五	〇・六七七六	〇・六四四一	〇・四八九九	〇・四三三三	〇・四〇六八
八五、七〇〇円	八一、三〇〇円	七三、九〇〇円	七四、一〇〇円	七一、三〇〇円	七二、二〇〇円	六二、九〇〇円	六〇、二〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	八八、八〇〇円	七六、八〇〇円	六四、八〇〇円	五七、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五六、八〇〇円	五一、五〇〇円	三九、二〇〇円	三五、二〇〇円	三三、七〇〇円

県営多賀城八幡住宅								県営角田横倉住宅		県営名取増田住宅				県営名取手倉田第二住宅				
多賀城市								角田市		同				同				
昭和三十四年度	昭和三十五年度	昭和三十六年度	昭和三十七年度	昭和三十八年度	昭和三十九年度	昭和四十年度	昭和四十一年度	同	平成五年度	同	同	平成三年度	昭和三十一年度	昭和三十二年	同	同	平成二十五年	昭和三十六年
中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五五・三	六八・九	六八・九	六二・〇	五三・六	四〇・三	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	七六・七	六五・〇	三八・〇	
〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五三〇	〇・九五三〇	〇・九五三〇	〇・九四三〇	〇・九四三〇	〇・九四三〇	〇・九九一六	〇・九九一六	
〇・五一九三	〇・六三七八	〇・六三七八	〇・五七三八	〇・四九六一	〇・二六九九	〇・二二四三	〇・二〇九四	〇・六六五七	〇・五七六二	〇・八三二七	〇・六九五五	〇・五八三九	〇・五五九九	〇・五五二八	〇・九三三四	〇・七九〇一	〇・四六一九	
四八、八〇〇円	五七、八〇〇円	五七、〇〇〇円	五二、三〇〇円	四五、二〇〇円	一六、三〇〇円	一一、六〇〇円	一〇、七〇〇円	八九、二〇〇円	七八、六〇〇円	五五、五〇〇円	四六、六〇〇円	三九、三〇〇円	四七、一〇〇円	四五、八〇〇円	一〇七、九〇〇円	九一、五〇〇円	五三、五〇〇円	四二、三〇〇円

県宮岩沼相の原住宅							県宮岩沼亀塚住宅				県宮多賀城浮島住宅				県宮多賀城中峯元住宅		県宮多賀城大代住宅		
同							岩沼市				同				同		同		
同	同	昭和五十一年	同	同	同	昭和五十年	同	同	昭和四十九年	昭和四十七年	同	同	昭和五十三年	昭和五十二年	昭和五十年	同	平成三年度	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五一・三	五一・三	五一・三	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	五七・九	四六・五	四四・六	四三・五	六六・七	五五・九	四五・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	六八・二
〇・九八六五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九八六五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三八四	〇・九三八四	〇・九三八四	〇・九三〇〇	〇・九三〇九	〇・九三〇九	〇・九三〇九	〇・九三〇九	〇・九〇八七	〇・九六〇五	〇・九六〇五	〇・九三三六	〇・九三三六
〇・四二八〇	〇・三七七三	〇・三七七三	〇・三七〇三	〇・三八五五	〇・三三六三	〇・三三六三	〇・四二二四	〇・三三二二	〇・三二七七	〇・三〇二八	〇・五七二二	〇・四七八七	〇・三八五四	〇・四八〇二	〇・三三九八	〇・七七七四	〇・五八八四	〇・七三三三	〇・六四〇四
四四、〇〇〇円	三一、四〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	四四、五〇〇円	三〇、三〇〇円	二七、五〇〇円	二七、二〇〇円	二一、九〇〇円	二一、〇〇〇円	二一、五〇〇円	四三、一〇〇円	三六、四〇〇円	二九、七〇〇円	三七、一〇〇円	二九、五〇〇円	五一、二〇〇円	四一、六〇〇円	六八、五〇〇円	五九、九〇〇円

県宮若柳川南住宅			県宮追萩洗住宅							県宮登米前舟橋住宅		県宮岩沼千貫住宅				県宮岩沼相の原住宅(身体障害者向け住宅)			
栗原市			同							登米市		同				同			
同	同	平成七年度	同	平成七年度	同	同	同	平成四年度	平成三年度	同	昭和六十一年	同	昭和五十五年	同	昭和五十一年	昭和五十六年	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七九・四	六七・四	五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・四	六〇・一	六七・五	五九・二	五七・九	五七・九	六一・八	五七・九	五七・九	五七・九
〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九一八	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九八七九	〇・九〇九一	〇・九〇九一	〇・九〇九一	〇・九〇九一	〇・九三六五	〇・九三六五	〇・九三六五	〇・九八六五	〇・九三六五	〇・九三六五
〇・七六一七	〇・六四六六	〇・五三七二	〇・六六三〇	〇・六三二二	〇・七三七七	〇・六二二六	〇・五九八〇	〇・四七六九	〇・五六二七	〇・五七〇二	〇・五〇一〇	〇・五四二二	〇・四五二〇	〇・四五五九	〇・四五五九	〇・四九二六	〇・四八二二	〇・四二五九	〇・四二五九
九九、八〇〇円	八七、二〇〇円	七六、三〇〇円	八五、二〇〇円	八二、三〇〇円	四九、八〇〇円	四一、四〇〇円	四一、三〇〇円	三三、八〇〇円	五一、九〇〇円	四七、八〇〇円	四一、八〇〇円	四二、二〇〇円	三七、〇〇〇円	三五、七〇〇円	三五、一〇〇円	四四、二〇〇円	四九、三〇〇円	三五、七〇〇円	三五、一〇〇円

県営矢本赤井住宅	県営鳴瀬中央住宅	県営鳴瀬小野住宅	県営矢本下浦住宅							県営若柳新堤下住宅	県営築館久伝住宅	県営鷺沢柳沢住宅	県営若柳川南第二住宅	県営築館萩沢住宅					
同	同	同	東松島市							同	同	同	同	同					
同	平成二年度	昭和六十三年度	昭和六十二年	昭和六十一年	同	昭和五十三年	昭和五十二年	昭和五十一年	同	昭和五十年	同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	昭和五十六年度	
同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	中層耐火造	同	同	同	木造	同	
七三・三	七二・九	六七・五	六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六一・八	
〇・九七五四	〇・九七五四	〇・九二〇五	〇・九一五一	〇・九一五一	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・三九七五	〇・三四五三	〇・九三三七	〇・九九一八	〇・九八四四	〇・九八四四	〇・九八四四	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九三〇三	〇・九三〇三	
〇・五七七一	〇・五七五九	〇・四七九六	〇・四六五〇	〇・四五三三	〇・四二〇四	〇・四〇四一	〇・三九七五	〇・三八三四	〇・三四五三	〇・三二三六	〇・六五三四	〇・六二〇三	〇・五九五七	〇・五一九〇	〇・五六八六	〇・五五五五	〇・五〇三三	〇・四九四四	
三五、九〇〇円	三五、九〇〇円	四五、八〇〇円	四六、〇〇〇円	四五、四〇〇円	三九、四〇〇円	三八、二〇〇円	三五、四〇〇円	三五、三〇〇円	三一、三〇〇円	二九、一〇〇円	九四、四〇〇円	四六、三〇〇円	四四、五〇〇円	三八、七〇〇円	四四、二〇〇円	四二、六〇〇円	四四、八〇〇円	四四、〇〇〇円	三九、四〇〇円

県営古川李塚住宅 (老人世帯向け住宅)	県営古川李塚住宅							県営三本木西浦住宅	県営古川福浦住宅	県営鹿島台福苣住宅	県営鳴瀬中央第二住宅								
同	同							同	同	大崎市	同								
平成十年度	同	同	平成十四年度	同	平成十年度	同	同	平成四年度	平成元年度	昭和六十三年	昭和五十一年	同	昭和五十年	平成八年度	同	平成三年度			
中層耐火造	同	同	高層耐火造	同	中層耐火造	同	同	高層耐火造	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同			
五四・六	七五・一	六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	七二・九
〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九四三三	〇・九五五一	〇・九五五一	〇・九五五一	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九六〇五	〇・九七五四	〇・九七五四
〇・五三六九	〇・七五五五	〇・六五五〇	〇・六三五九	〇・七七五八	〇・六五九八	〇・七〇四三	〇・六二六八	〇・六三九九	〇・五四九三	〇・四九三四	〇・四九四二	〇・四九一三	〇・四八五六	〇・三七八四	〇・三八五三	〇・三四〇七	〇・六九二六	〇・五九二七	〇・五八九五
八七、〇〇〇円	一〇〇、二〇〇円	九〇、七〇〇円	八八、九〇〇円	一一二、五〇〇円	一〇〇、一〇〇円	五〇、六〇〇円	四七、四〇〇円	四七、四〇〇円	三九、五〇〇円	四〇、九〇〇円	四五、二〇〇円	四五、一〇〇円	四五、一〇〇円	三一、二〇〇円	三一、三〇〇円	三一、三〇〇円	九五、七〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円

県営柴田船迫住宅		県営村田石生住宅		県営大河原結ヶ丘住宅			県営大河原上谷住宅		県営蔵王井戸井住宅				県営松山金谷住宅		宅		
柴田郡柴田町		柴田郡村田町		同			柴田郡大河原町		刘田郡蔵王町				同				
平成四年度	同	昭和三十六年度	昭和三十七年度	昭和三十八年度	昭和三十九年度	昭和四十年	昭和三十八年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四八・三	六四・六	六〇・五	六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二
〇・九八六九	〇・九三三九	〇・九三三九	〇・九三三九	〇・九三三九	〇・九一〇七	〇・九一〇七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九一〇一	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九六五二
〇・四四三〇	〇・五三三八	〇・四九九〇	〇・四六〇〇	〇・四三四六	〇・四三〇八	〇・四三〇七	〇・六七六〇	〇・六七二六	〇・六三五四	〇・六三三〇	〇・三三三五	〇・六四四三	〇・六一六三	〇・六一八六	〇・五九四一	〇・五一七六	〇・六四〇一
三六、四〇〇円	四四、九〇〇円	四二、三〇〇円	四五、四〇〇円	三六、七〇〇円	四五、五〇〇円	二四、六〇〇円	一一、九〇〇円	一一、三〇〇円	一一、四七〇円	一一、四〇〇円	三、〇〇〇円	八〇、八〇〇円	七八、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四七、一〇〇円	四一、一〇〇円	九一、七〇〇円

県営巨理下茨田住宅		県営丸森神明住宅		県営柴田槻木住宅(老人世帯向け住宅)			県営柴田槻木住宅(身体障害者向け住宅)			県営柴田槻木住宅				県営柴田東船岡住宅		宅	
巨理郡巨理町		伊具郡丸森町		同			同			同				同			
昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	同	中層耐火造	同	木造	同	高層耐火造	中層耐火造	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	同
六〇・七	五七・〇	五一・三	六九・六	六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九九二八	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇
〇・四八六四	〇・四三三五	〇・三六三三	〇・五二九三	〇・五一六五	〇・五七九四	〇・四九六八	〇・四九六八	〇・六七六八	〇・四九六八	〇・四九六八	〇・七七六二	〇・六七六八	〇・六七六八	〇・五七九四	〇・六七六八	〇・六一七一	〇・六六七八
四〇、三〇〇円	三四、一〇〇円	三四、二〇〇円	四四、一〇〇円	四三、四〇〇円	八九、三〇〇円	七六、一〇〇円	七六、四〇〇円	一〇四、一〇〇円	七六、一〇〇円	七六、四〇〇円	一一九、三〇〇円	一〇四、一〇〇円	一〇三、七〇〇円	八九、〇〇〇円	一〇四、一〇〇円	九二、四〇〇円	九〇、一〇〇円

県営浦谷中島住宅	宅 県営中新田羽場住				宅 県営中新田田川住		宅 県営大和吉岡南住	宅 県営七ヶ浜松ヶ浜							宅 県営七ヶ浜遠山住				
遠田郡浦	同				美加郡加		和町 黒川郡大	同							七ヶ浜町 宮城郡				
昭五十六年度	同	平成八年度	同	平成五年度	同	平成四年度	同	平成五年度	同	同	同	平成三年度	同	同	同	平成二年度	昭四十九年度	昭六十三年度	昭六十一年度
中層耐火造	同	同	同	同	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同
五九・二	七九・九	七八・七	七六・六	七四・七	七三・六	六八・七	六九・〇	六六・〇	七五・六	六五・五	六四・七	五五・四	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	四六・五	六〇・七	六〇・七
〇・九七四	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	一・〇〇〇	一・〇〇〇	〇・九五五	〇・九五五	〇・九五五	〇・九五五	〇・九五五	〇・九五五	〇・九五五	〇・九五五	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇
〇・四二七	〇・七〇八	〇・六九二	〇・六四三	〇・六二二	〇・六〇四	〇・五六八	〇・六四九	〇・六二五	〇・六〇五	〇・五七三	〇・五六三	〇・四八四	〇・六六七	〇・五五八	〇・五五七	〇・四三六	〇・三二九	〇・五〇七	〇・四九五
三七、四〇〇円	一四、九〇〇円	一三、一〇〇円	九〇、一〇〇円	八七、九〇〇円	五、八〇〇円	四八、三〇〇円	七七、三〇〇円	七四、六〇〇円	五七、三〇〇円	四九、七〇〇円	四九、一〇〇円	四二、〇〇〇円	六一、九〇〇円	五、五〇〇円	五、一〇〇円	四〇、六〇〇円	二、五〇〇円	四、八〇〇円	四、四〇〇円

谷町	同	昭六十三年度	同	昭五十三年度	昭五十六年度	昭五十五年度	昭五十六年度	昭五十五年度	昭五十六年度	昭五十五年度	昭五十六年度	昭五十五年度	昭五十六年度	昭五十五年度	昭五十六年度	昭五十五年度	昭五十六年度	昭五十五年度	昭五十六年度
同	木造	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六七・五	六六・四	七七・一	五五・九	五九・三	五九・三	五九・三	六〇・一	六八・四	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	六〇・一	六八・四	五九・三	五九・三	五九・三	六〇・一	六八・四
〇・九〇七	〇・九四四	〇・九三三	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇
〇・四八六	〇・四八四	〇・六六四	〇・四二三	〇・四六八	〇・四六八	〇・四六八	〇・四六八	〇・五六一	〇・四六八	〇・四六八	〇・四六八	〇・四六八	〇・四六八	〇・五六一	〇・四六八	〇・四六八	〇・四六八	〇・四六八	〇・四六八
四二、三〇〇円	四、一〇〇円	九七、五〇〇円	三三、八〇〇円	三五、七〇〇円	三五、七〇〇円	三五、七〇〇円	四二、九〇〇円	四八、二〇〇円	四二、九〇〇円	四二、九〇〇円	四二、九〇〇円	四二、九〇〇円	四二、九〇〇円	四八、二〇〇円	四二、九〇〇円	四二、九〇〇円	四二、九〇〇円	四二、九〇〇円	四二、九〇〇円

備考 応益係数とは、公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)第二条第一項各号に掲げる数値を乗じた数値とする。

附則 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年三月四日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 - 黒川郡大郷町川内字中塚山一番二十及び六番九十一並びに一番六、一番二十七、一番二十八及び一番二十九の各一部並びに同字南別所二番十一
 - 長野県長野市若穂綿内七四八四
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 - ワールド開発工業株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 皿貝川河川災害復旧工事(その二)(平成二十五年度県債三二一地震災五〇二〇一〇〇一号)

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年二月二十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 大林組・若生工業・木村土建特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組 東北支店 仙台市青葉区上杉一丁目六番十一号

五 落札金額 四十九億二千五百万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札(総合評価落札方式(標準型(施工計画型)))

七 入札の公告を行った日 平成二十五年十二月十三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 五間堀川河川災害復旧工事(その三)(平成二十五年度県債三一一地震災一四五七〇〇三号)

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年二月二十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 鴻池・河北・ワタケン建設工事共同企業体 代表者 株式会社鴻池組 東北支店 仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号

五 落札金額 二十八億六千三百万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札(総合評価落札方式(標準型(施工計画型)))

七 入札の公告を行った日 平成二十五年十二月十三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 片浜地区海岸災害復旧工事(平成二十五年度県債三一一地震災六二二〇一〇〇一号)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年二月二十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 若築・あおみ・吉田建設工事共同企業体 代表者 若築建設株式会社 東北支店 仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号

五 落札金額 二十九億三千万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札(総合評価落札方式(標準型(施工計画型)))

七 入札の公告を行った日 平成二十五年十二月十三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立小松島支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三五)へ平成二十六年三月七日(金)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二二二二一三七一四)

平成二十六年三月十三日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年三月十二日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年三月六日(木)午前九時から平成二十六年三月十一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年三月十一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年三月十七日(月)午前九時から平成二十六年三月十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年三月十八日(火)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年三月十九日(水)午後一時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県庁行政庁舎十六階 共用図書室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするのの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十九号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service required : School bus service for students attending Miyagi Prefectural Komatsushima Special Needs School (including a special bus, driver and assistant)

2 Duration of Contract : From April 1, 2014 to March 31, 2017

3 Deadline for Bid : March 18, 2014, 5 : 00 p.m.

4 Contact Person : Emiko Matsuda, Special Needs Education Division, Board of Education
Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立迫支援学校スクールバス運行業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立迫支援学校通学区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員

が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七條の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 入札参加資格申請場所及び提出期限
宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班

（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三三）へ平成二十六年三月七日（金）午後五時までに申請すること。

五）平成二十六年三月七日（金）午後五時までに申請すること。
三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における

相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(一) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二一三二二一三三七一四)

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年三月十三日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年三月十二日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年三月六日(木)午前九時から平成二十六年三月十一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合
 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年三月十一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
 (一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 平成二十六年三月十七日(月)午前九時から平成二十六年三月十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
 イ 日時 平成二十六年三月十八日(火)午後五時必着
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。
 ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年三月十九日(水)午後二時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政庁舎十六階 共用図書室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十九号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手續の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手續について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service required : School bus service for students attending Miyagi Prefectural Hasama Special Needs School (including a special bus, driver and assistant)
- 2 Duration of Contract : From April 1, 2014 to March 31, 2017
- 3 Deadline for Bid : March 18, 2014, 5 : 00 pm.
- 4 Contact Person : Emiko Matsuda, Special Needs Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県立古川支援学校通学区内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であ

ること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号) 第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班

(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三三五)へ平成二十六年三月七日(金)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二一三三七一四)

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年三月十三日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年三月十二日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年三月六日(木)午前九時から平成二十六年三月十一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加

資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年三月十一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年三月十七日(月)午前九時から平成二十六年三月十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十六年三月十八日(火)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年三月十九日(水)午後三時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政庁舎十六階 共用図書室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十九号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service required : School bus service for students attending Miyagi Prefectural Furukawa Special Needs School (including a special bus, driver and assistant)
- 2 Duration of Contract : From April 1, 2014 to March 31, 2017
- 3 Deadline for Bid : March 18, 2014, 5:00 pm.
- 4 Contact Person : Emiko Matsuda, Special Needs Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)